ふくせん
ふくせんレポート
第17号
2017.3.25
発行

福祉用具専門相談員の適正配置に関わる養成モデル事業を実施

「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の配置」で各専門職は、福祉用具事業者は、介護業界はどう変わる？

去る平成28年11月15日（火）、「より専門的知識・経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けたモデル研修会」（全3日間）がスタートした。参加したのは、実務経験3年以上で、基本的な業務遂行能力を持つ福祉用具専門相談員。業務を行いながら、また会場が東京のみだったにもかかわらず、多くの関心を集め、設定した2コースとも定員に達しての開講となった。12月8～10日の連続した3日間と合わせて、約60人の参加者が3日間20時間のカリキュラムを修了して修了評価（試験）に合格し、修了証を手にした。

同モデル研修は、平成27年度老健事業で本会がまとめたカリキュラムに基づいたもの。制度面や、介護の専門分野、福祉用具の実務など、各方面の有識者・実力者が講師を務めた。全体の2分の1近い時間をかけた演習や、学習到達度を確認するための修了評価（筆記）など中味の濃い3日間となった。

早ければ平成30年制度改正 求められる人材とは？

「常勤換算で2名以上配置する福祉用具専門相談員のうち1名をより専門的な知識を持ち経験を積んだ者とする」――人員基準が改正された時、どのような者ならば基準をクリアできるのか。

もちろん優秀な専門職は存在する。指定講習修了後、福祉用具専門相談員として実務経験を積み、ご利用者の信頼を得てきた者、メーカー顔負けの商品知識を有する者、地域の専門職間でリーダーシップを発揮している者、後進の育成に尽力している者。

平成27年度、自己研鑽の努力義務は示されたものの、福祉用具専門相談員としての能力を客観的に測る物差しは存在しなかった。この仕組みが実施され機能して初めて、制度上に位置づけられた〝ワンランク上〟の福祉用具専門相談員が誕生する。

社会的地位を伴った新たなポジション

利用者の自立や介護負担の軽減にむけて、福祉用具を十分に活かすのがわれわれ福祉用具専門相談員の仕事。

福祉用具を届けるだけの事業者から、自らアセスメントを行い、ケアプランも考慮した福祉用具サービス計画を立てて、継続的に介護支援の一端を担う専門職へ。福祉用具専門相談員の役割や責任はますます重くなっている。ご利用者に対しても他の専門職に対しても、その期待に添う実力を備えることは、もはや必須。〝指定講習を受ければなれる〟福祉用具専門相談員より、経験も実力も確実に上級であることが求められる。

また、人員基準に盛り込まれれば、次には、さらに上級の福祉用具専門相談員が所属していることや、それぞれの知識・経験のランクなどが事業所の指標の一つとなってくるだろう。専門相談員各々のスキルアップの努力はもちろん、事業者側の環境整備、育てる努力も重要だ。さらに、専門相談員の〝専門性と経験〟を、多職種やご利用者などにどのように示すか、という点も今後の注目課題である。

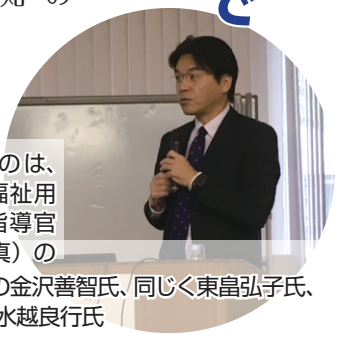

講師を務めたのは、元厚生労働省福祉用具・住宅改修指導官東 祐二氏（写真）のほか、本会理事の金沢善智氏、同じく東畠弘子氏、山田美代子氏、水越良行氏

第70回社会保障審議会介護保険部会審議終了
「介護保険制度の見直しに関する意見（案）」固まる

平成28年12月9日、第70回社会保障審議会介護保険部会が開催された。各委員から様々な意見が述べられたものの、福祉用具・住宅改修に関する見直し案は、第69回までの内容とほぼ変わらない内容で審議終了となった。今後、厚生労働省は、この見直し案に沿って具体的な検討を進めていく。

【福祉用具】

福祉用具の価格は、商品価格のほか、福祉用具サービス計画書の作成、保守点検などの諸経費が含まれており、事業者の裁量によることから、平均価格より非常に高価な価格請求が行われているケースがあり、問題とされている。

●全国平均貸与価格の公表

国が商品ごとに、貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する仕組みをつくることが適当である。

●全国平均貸与価格の説明や複数商品の提示の義務付け、ケアマネジャーへの福祉用具貸与計画書の交付

利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を説明すること、複数の商品を提示することを、福祉用具専門相談員に義務付けることが適当である。また、利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーに対しても交付することとするのが適当である。

●自由価格を基本とした上限価格の設定

適切な貸与価格を確保するため、自由価格を基本としつつも、一定の歯止めを設けることが適当である。具体的には、貸与価格に上限を設定することが適当である（離島などの住民が利用する場合などについては、現行と同様に、交通費の加算を認める）。

●適切な介護給付費請求書の作成

これらの前提として、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ることが適当である。

○そのほかの意見

・価格の透明化と利用者の選択を推進する観点から、本体価格と搬送費や保守点検費用を分けて提示すべきでは（事務コストとの兼ね合いや、必要性を疑問視する意見も）。

・利用者の負担増、公定価格の設定、将来的な給付の対象についての議論が必要では（現行制度の維持を求める意見も）。

・福祉用具の利用に際しては、リハビリテーション専門職の関与が重要。

【住宅改修】

価格の設定は住宅改修を行う事業者の裁量によるほか、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいなどの課題がある。

●見積様式の作成、複数事業者による見積り

住宅改修の内容や価格を保険者が適切に把握するとともに、利用者の適切な選択に資するため、

・事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す。

・複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、ケアマネジャーが利用者に対し、説明する。

●取り組みの好事例を国が紹介し、周知を図る

建築の専門職や理学療法士・作業療法士・福祉住環境コーディネーターその他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取り組みの好事例を国が広く紹介することで、これらの取り組みを全国的に広げていくことが適当である。

○そのほかの意見

・住宅改修事業者の登録制度導入（市町村に委ねるべきという意見も）。

・複数事業者からの見積りについて一律に義務を課すことは、事務負担が過大では。

・所得や資産に応じた限度額設定や利用者の負担増（現行制度の維持を求める意見も）。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議開催
厚生労働省各担当者から、30年度の介護保険制度改正の要旨説明が！

平成29年3月10日（金）、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議が、厚生労働省講堂で開催された。注目の福祉用具・住宅改修に関しては、昨年の12月9日に開催された社会保障審議会介護保険部会で示された、「見直しに関する意見（案）」と、基本的に変更はなかった。これにより、30年度の介護保険制度改正の道筋が示されたことになる。

【福祉用具】

福祉用具貸与の見直しの方向性は、次の通りであった。

「徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。施行は平成30年10月」

この目標を実現するための見直し内容は、次の3つが示された。

●国が商品ごとに、貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表

●レンタル事業者は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、そのレンタル事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。複数商品の提示は30年4月施行。

●適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定。

※貸与価格の上限は商品ごとに設定する（当該商品の全国平均貸与価格＋1標準偏差）（図 参照）

平均貸与価格の公表のしかたや複数商品の提示方法等については、これから検討していく。ただし複数商品の提示は、来年4月スタートなので、時間の余裕はない。

図 「上限価格＝平均価格＋1標準偏差」のイメージ

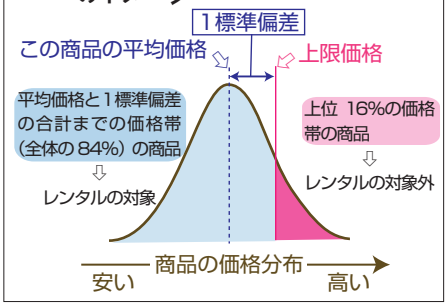

【住宅改修】

住宅改修の見直しの方向性は、つぎの通りであった。

「住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するための取り組みを進める」

この目標を実現するための見直し内容は、次の3つが示された。

●事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す。

●複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対する説明を促進

●建築の専門家や理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター、その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く横展開

【介護ロボットの推進】

介護ロボットの実用化・普及の促進ために、次のような事業を進めていく。

●介護ロボット開発等加速化事業
・ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置事業
・福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
・介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

●介護ロボットの導入支援及び効果実証研究事業

●介護ロボット導入支援事業

また福祉用具・住宅改修に関する説明の中で、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故について」の報告があった。

ハンドル形電動車椅子を使用中の死亡・重症事故が平成20年～平成26年の間に51件発生。このため保険者及び福祉用具貸与事業者に対して、周知の依頼があった。身体能力の確認や電動車椅子の機能面への注意事項が示されている。

2016年度下半期ブロック活動の記録

皆様のご協力のもと、本会の活動は全国各地へ広がっています。本年度下半期の活動状況は左図のとおりです。

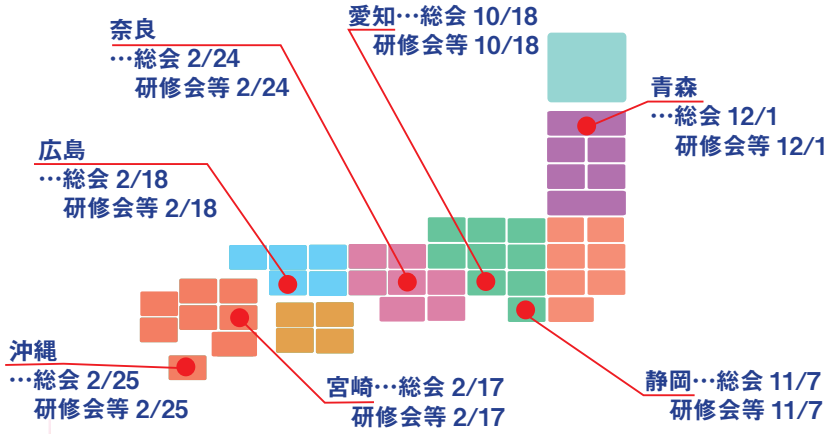

ふくせん開催研修会等のお知らせ

＊受講申し込みなど詳細は下記事務局におたずねください

高齢者・障がい者の快適な生活を提案する総合福祉展 バリアフリー2017（大阪）

4月20日（木）～22日（土）の3日間、ブース出展します！

ふくせんブースは…5号館108

■パネルディスカッション

「より専門的な福祉用具専門相談員の配置に向けた動向」

・日時　20日（木）11：00～12：30

・場所　インテックス大阪　会議室F

■ワークショップ

「福祉用具サービス計画実施講座！状態像に応じた機種の選定理由・留意事項の作成～メーカー開発者の視点を計画書に活かそう！～」

・日時　21日（金）11：00～12：00

・場所　インテックス大阪　ワークショップ会場（一号館第三会場）

・出演　社会福祉法人芳春会 地域密着型介護老人福祉施設ビオラ和泉 施設長 村尚紀氏（メーカー：検討中）

SMART
SRソフトビジョン 住友理工株式会社
アルコー
Taica
中央法規 Chuohoki Publishing Co., Ltd.
豊通オールライフ
日進医療器株式会社
PARAMOUNT CARE SERVICE
as human, for human PARAMOUNT BED
福祉住環境コーディネーター協会
Platz プラッツ
MATSUNAGA
Wheel Chair MiKi
molten From the Inside Out
yazaki
株式会社 ケープ
TacaoF
Komiyama
微笑 株式会社シコク
株式会社 島製作所
株式会社社会保険研究所 since 1941
カワムラサイクル
シーホネンス株式会社
株式会社タマツ
Panasonic
ユニ・チャーム ヒューマンケア株式会社
LAC ラック ヘルスケア株式会社
ランダルコーポレーション
RT.WORKS
安寿 あんじゅ
株式会社イーストアイ
With 株式会社 ウィズ
ウェルファン
Designing The Future KDDI

ふくせん
ふくせんレポート 第017号
発行所　一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073　東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404
TEL：03-5418-7700　FAX：03-5418-2111
URL：http://www.zfssk.com/
発行日　2017年3月25日　　編集協力　株式会社 東京コア

賛助会員各位　いつもご協力ありがとうございます